

受命裁判官認印

第 6 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和解)

事 件 の 表 示 令和5年(ワ) 第4007号
期 日 令和6年7月16日午後4時30分
場 所 等 名古屋地方裁判所民事第9部準備手続室

(ウェブ会議の方法による)

受 命 裁 判 官 佐 久 間 隆
裁 判 所 書 記 官 鈴 木 尚 人
出頭した当事者等 原告代理人 野田裕之(原告代理人事務所)
被告代理人 柴田肇(被告代理人事務所)

(通話者の所在する場所の状況が手続を実施するために
適切なものであることを確認した。)

当 事 者 の 陳 述 等

当事者間に次のとおり和解成立

第 1 当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

第 2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状記載のとおり

第 3 和解条項

別紙和解条項記載のとおり

裁判所書記官 鈴 木 尚 人

(別 紙)

当事者目録

名古屋市緑区黒沢台5丁目227番地の59

原告 株式会社ForestWing

同代表者代表取締役 奥藤 悟

同訴訟代理人弁護士 野田 裕之

同 久保 明愛

愛知県額田郡幸田町大字深溝字茶屋畠3-5

被告 Bull's eyeこと尾羽厚一郎

同訴訟代理人弁護士 柴田 肇

以上

(別紙)

和解条項

- 1 被告は、かつて被告店舗の来訪者に対し、別紙告知内容目録記載の発言及びこれに類する発言をしたこと並びに別紙告知内容目録記載の各事実がいずれも虚偽であることを認め、この発言により原告の信用を毀損し、原告に迷惑をかけたことを陳謝する。
- 2 被告は、今後は、他者に対し、理由の如何を問わず別紙告知内容目録記載の発言をしないことを誓約する。
- 3 被告は、令和6年7月31日までに、別紙掲載条件記載の掲載条件でこの和解条項を掲載する。
- 4 被告が第2項又は第3項に違反したときは、被告は、原告に対し、実損害とは別に、違約金として100万円を支払う。
- 5 被告は、令和7年7月31日まで、原告がこの和解条項を原告のホームページ、Instagram、Facebook、X（旧Twitter）及びYouTubeチャンネル上に掲載することを認める。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告と被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもの以外には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

(別 紙)

告知内容目録

- ① 原告のインジェクション・チューニングに関する説明は5分程度。専門用語を使ってそれらしく装っている
- ② 原告は、インジェクション・チューニングの測定器を所持しているが、測定器を使用していない
- ③ 原告にインジェクション・チューニングを依頼すると、測定器を利用することなく、適当なデータをパソコンから取り込んでそれをバイクに流し込まれる
- ④ その上で、チューニング後にバイクの調子が悪いと言ってバイクを再度持ち込むと、追加の調整料を請求され、その上でバイクの調子は一向に改善されることはない
- ⑤ 原告は、バイクが持ち込まれたとしても計測もしていないので調子が悪いと客が来たところでどこをどう直していいのかがわからない。それでまた適当に触つて、再調整料を取っている
- ⑥ 原告は、①乃至⑤のような対応をしているため、原告において適切なチューニングをしてもらえなかった沢山の顧客が再チューニングのために被告の店舗へバイクを持ち込んでいる
- ⑦ 原告がしっかりとしたチューニングを行っていないのは業者間では有名で、原告にチューニングを依頼する業者は一軒もない
- ⑧ 原告のようにY o u t u b eで自ら情報を発信している業者はインチキショップである
- ⑨ 原告は国内のドラッグレースやアメリカで開催されているバイクのレースに参加していないにも関わらず、第三者の名前を勝手に利用してあたかもレースに参加しているように偽装している

以 上

(別 紙)

掲載条件

- 1 被告のホームページ (<http://www16.plala.or.jp/bullseye/>) のトップページ上の閲覧者が容易に閲覧できる場所に「株式会社 Forest Wing との不正競争行為差止請求事件に関する和解条項について」との文言を使用してリンクを張り、和解調書の全ページを PDF ファイルでアップすること。
- 2 前記 1 の掲載は、文字の大きさは 12 ポイント以上とし、字体はゴシック体とし、目立つ色を使用し、掲載期間は令和 7 年 7 月 31 日までとすること。

以 上

これは正本である。

令和6年7月18日

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 鈴木尚

